



岐阜労働局 発表
平成 26 年 9 月 29 日(月)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 吉田 武己
	電話 058-245-8102 FAX 058-248-2339

県内 154 か所の建設工事現場に一斉監督指導を実施

—違反率は 57.1%、墜落防止措置に関する違反が増加—

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）は、建設業における労働災害が平成 25 年において対前年比 13.7%増、平成 26 年 1～4 月期において対前年比 15.4%増と増加傾向にあったことから、平成 26 年 6 月から 7 月の 2 か月間にわたり、県内 7 労働基準監督署において建設工事現場の一斉監督指導を実施しました。

その結果、労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場は 57.1%(154 現場のうち 88 現場)と、半数を超える現場において法令違反がありました。

《監督指導結果のポイント》

- 1 労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場の割合（違反率）は 57.1%（154 現場のうち 88 現場）でした。
- 2 是正勧告等を行った項目のうち多かったものとその違反率は、
 - ① 元請事業者が、下請事業者に対して行うべき法令違反防止に関する指導を怠っていたものが 55 現場 【違反率 35.7%】
※下請事業者に法令違反があった場合、労働安全衛生法第 29 条により、元請事業者に指導義務違反を勧告することとなる
 - ② 墜落防止のための安全措置義務違反に関するものが 32 現場 【違反率 22.7%】
※高さ 2 m を超える箇所において作業させる場合、事業者は労働者の墜落防止のための手すり設置等の措置を行う義務がある
 - ③ 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するものが 27 現場 【違反率 17.5%】
※足場からの墜落防止、足場の倒壊防止等のために足場の設置・使用にあたり足場については特に②に加え、足場の倒壊等による危険を防止するための補強部材の取付や作業開始前の点検等の安全基準が定められている
となりました。

- | | |
|---|---|
| 3 | 建設現場において、死亡を含む重大な災害につながるおそれの高い、 <u>墜落による危険の防止に関する違反が多くなっています。</u> |
| 4 | <u>17 現場で作業停止等命令の行政処分を行いました。</u> これらについては是正を確認した上で命令の解除を行っています。 |

1 建設工事現場一斉監督指導の概要（グラフ1、表1参照）

監督指導を実施した154現場を工事種類別にみると、建築工事76現場（49.4%）、土木工事52現場（44.2%）、解体工事22現場（14.3%）、その他工事2現場（1.3%）となりました。

発注者別では、民間84現場（54.5%）、市町村30現場（19.5%）、県25現場（16.2%）、国12現場（7.8%）、公社・公団・その他3現場（1.9%）となりました。

違反は、建築工事50現場（65.8%）、土木工事23現場（44.2%）解体工事13現場（59.1%）、の結果でした。

2 監督指導結果の概要（表1、グラフ2、グラフ3参照）

(1) 違反率は57.1%（154現場のうち88現場で違反）

監督指導を実施した建設工事現場は154現場で、このうち88現場（57.1%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等、何らかの労働安全衛生関係法令違反が認められ、是正勧告等を行いました。

違反率は統計のある平成20年以降、過去最悪の水準だった昨年12月に実施した結果（59.5%）からは減少したものの、3番目に高い違反率となりました。

○ **労働安全衛生関係法令違反の具体的な内容**

- ア 元請事業者が下請事業者に対する法違反防止に関する指導を怠っていたとして是正勧告等を行ったもの。
- イ 深さ2メートル以上の掘削箇所の端や、掘削箇所に設けられた土止め支保工に立入るにあたって、墜落防止措置を設けていなかったとして是正勧告等を行ったもの。
- ウ 高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていなかったとして是正勧告等を行ったもの。

(2) **項目別違反現場数及び違反率（グラフ4参照）**

上記（1）の労働安全衛生関係法令違反を項目別にみると、

- ア 元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反（元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠った等）が 55 現場（違反率 35.7%）
- イ 墜落防止のための安全措置義務違反（高さ 2メートル以上の高所作業場所に手すりを設置していない等）が 32 現場（同 20.8%）
- ウ 足場の安全措置義務違反（高さ 2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていない等）が 27 現場（同 17.5%）
- エ 車両系建設機械の安全措置義務違反（車両系建設機械との接触を防止するための措置が講じられていない等）が 19 現場（同 12.3%）
- オ 労働衛生対策措置義務違反（切断作業やアーク溶接作業等で呼吸用保護具を着用させていない等）が 13 現場（同 8.4%）

特に墜落防止措置のための安全措置義務や足場の安全措置義務に関する違反率が増加傾向にあります。

建設工事現場にあっては、労働災害につながる多くの危険がありますが、その中でも高所からの墜落による災害は死亡を含む重大な災害につながる可能性が最も高いといえます。

今回の監督指導の結果、墜落防止措置のための安全措置義務違反が増加したこと、また、足場の安全措置義務違反の占める割合（17.5%）をあわせると、38.3%の現場で高所からの墜落災害につながりかねない状況があったこととなります。

(3) 17 現場で作業停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた 17 現場（11.0%）において、労働災害を未然に防止する観点から作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行いました。

☆ 作業停止等命令処分の具体的事例

- ア 鉄骨造工場の新築工事現場において、外部足場に手すり、中さん、幅木等の墜落防止措置が行われていなかったもの。
- イ 木造個人住宅の新築工事現場において、作業床として使用する 2 階床の開口部に墜落防止措置が行われていなかったもの。
- ウ 学校校舎の耐震補強工事現場において、作業用足場の昇降用階段周囲が開口部になっているにもかかわらず、手すり等を設けていない。
- エ 砂防堰堤の新設工事現場において、深さ 2メートルを超えて掘削された堰堤設置箇所の周囲について、墜落による危険があるにもかかわらず

らず手すり等墜落防止措置が行われていなかったもの。

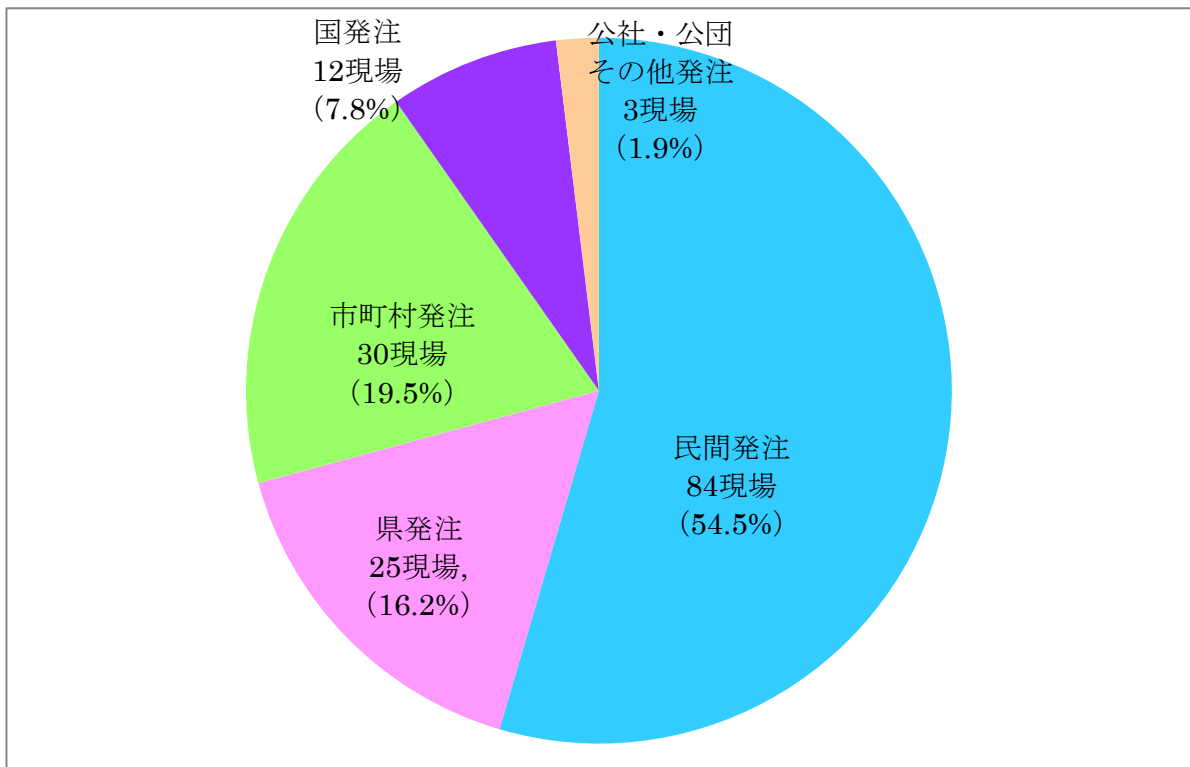
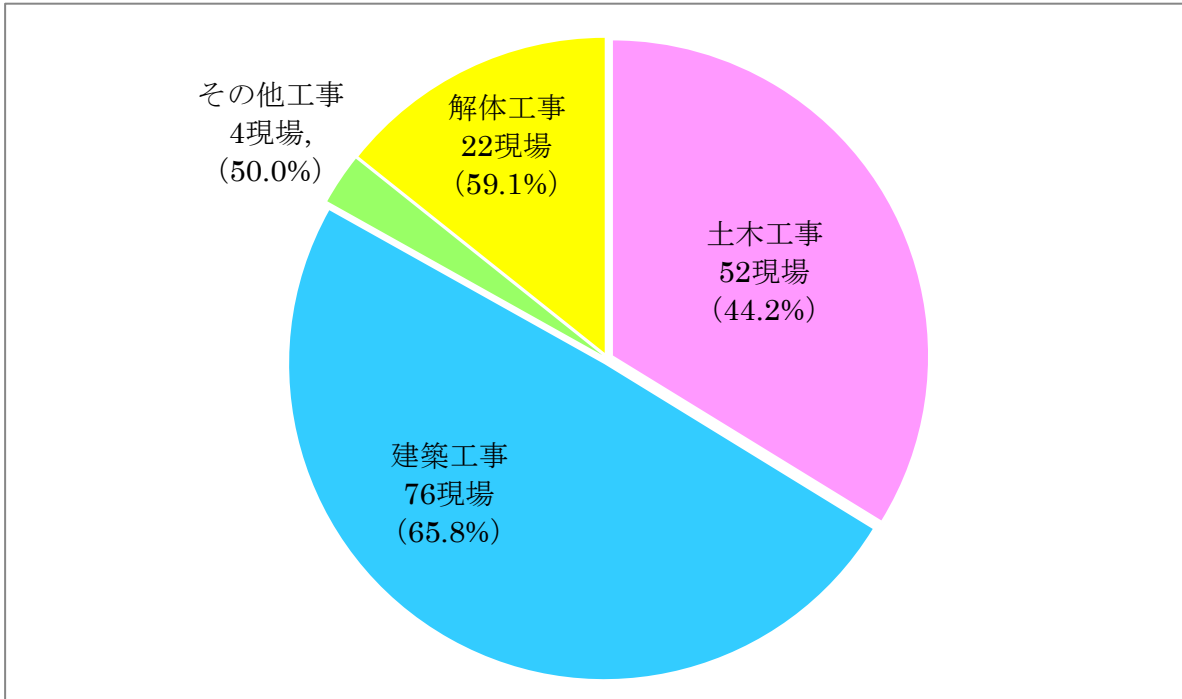
3 今後の方針

- (1) 平成 26 年 8 月末現在、建設業における休業 4 日以上之死傷者数は 150 人で、前年同期と比較すると 11 人減（△6.8%）となっており、死亡災害も 1 件（前年同期 2 件）と減少しています。
- (2) 全国的には建設業の労働災害が大幅に増加している状況にあります。
（別添資料番号 1 参照）この状況を受けて厚生労働省では、関係事業者への緊急要請、全国各地での国土交通省との共催による「建設工事にかかる労働災害防止に関する説明会」の開催など取組を行っているところです。
- (3) 岐阜労働局においても、更なる建設業における労働災害防止のため、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント^(※1)の導入や車両系建設機械の安全な使用に関する指導を積極的に推進します。
^(※1) 作業におけるリスクを特定し、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性からリスクを見積もり、優先度を決めた上で、リスク低減措置を行う労働災害を防止するための一連の手法。
- (4) また、県内 7 労働基準監督署においては、今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反については書類送検等の司法処分を含め厳正に対処する方針としています。

参考資料

資料番号 1 建設業の労働災害が増加中！ STOP 労働災害（リーフレット）

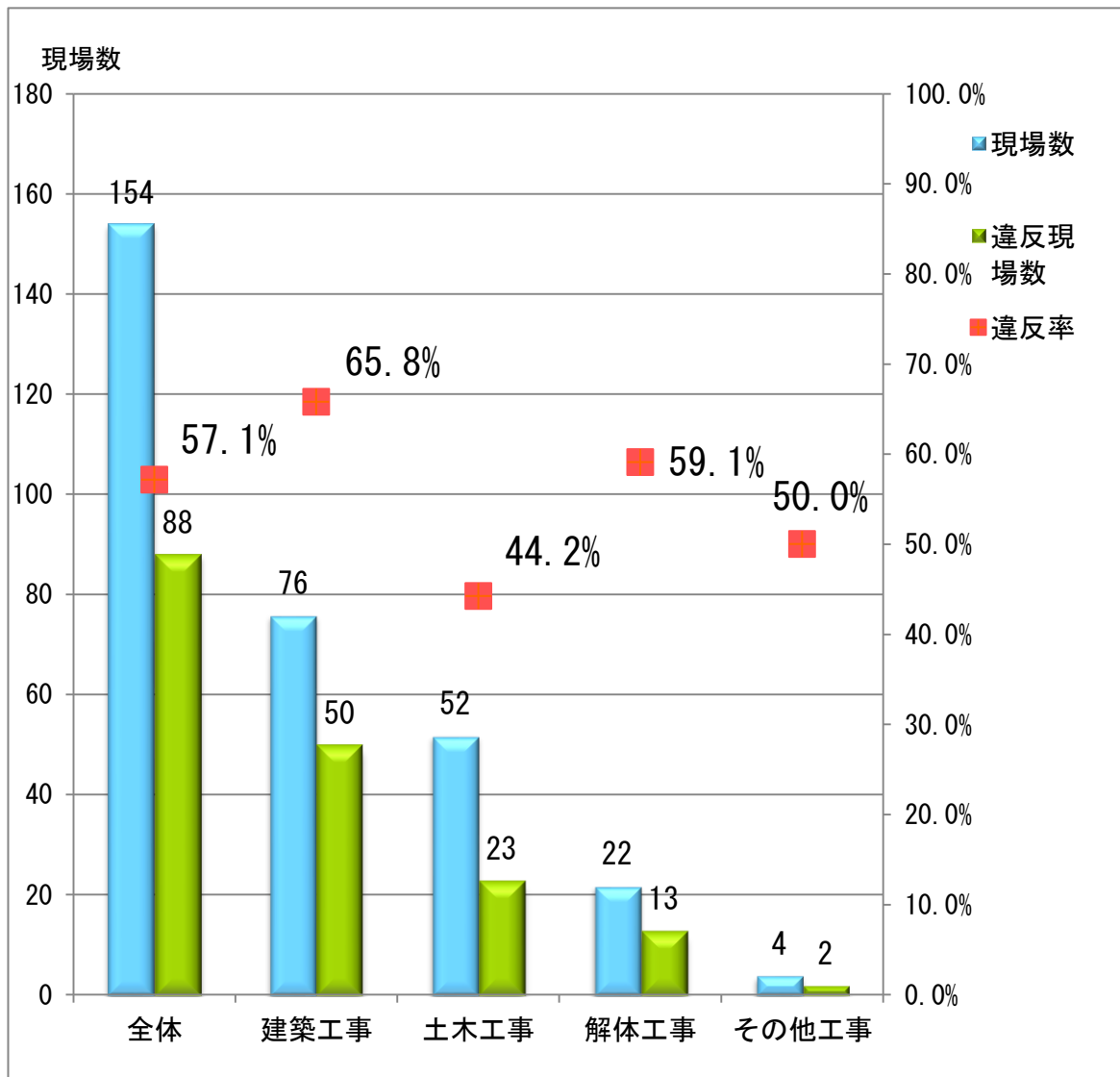
(グラフ1) 工事種別及び発注者別監督指導実施現場数



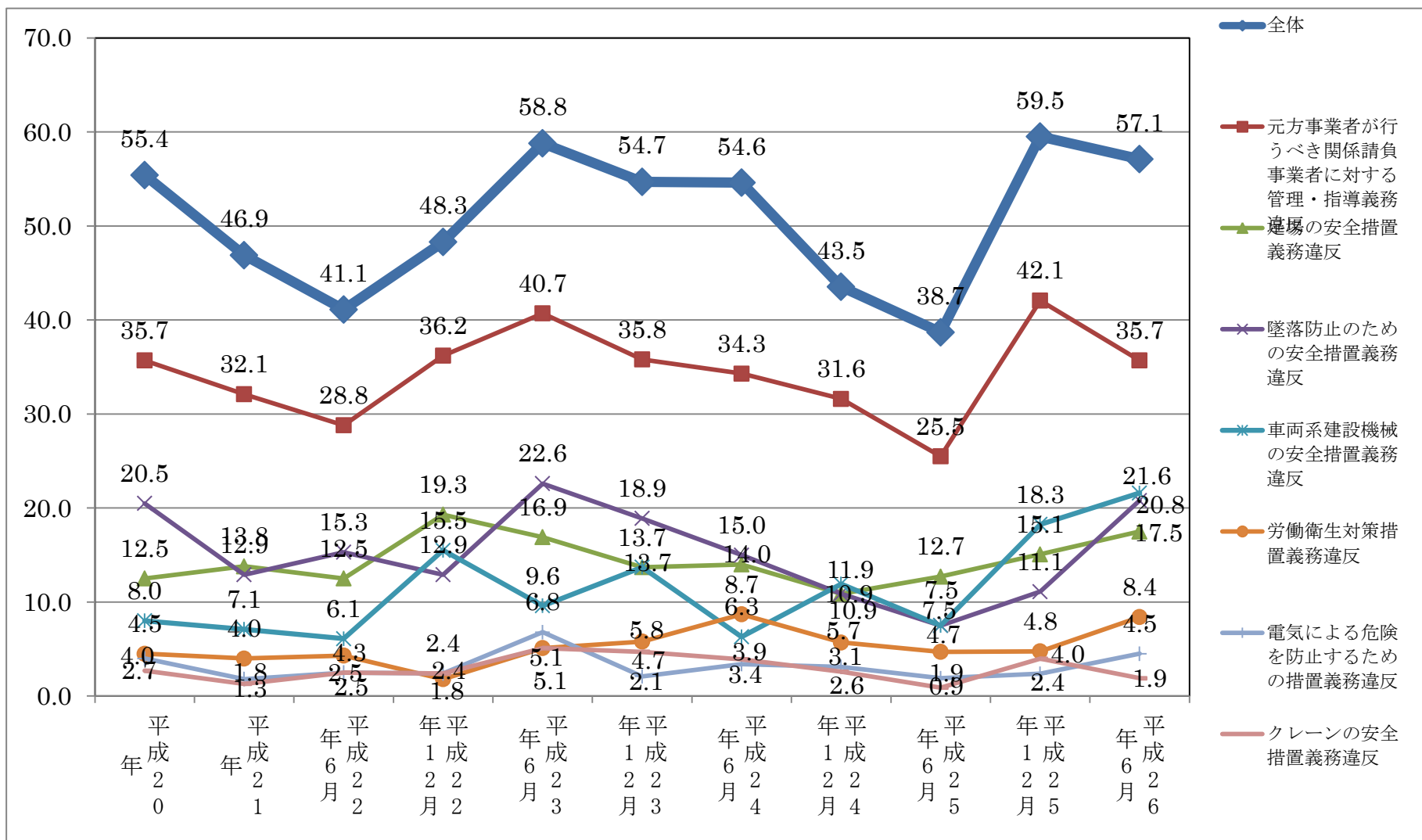
(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	76	50	65.8%
土木工事	52	23	44.2%
解体工事	22	13	59.1%
その他工事	4	2	50.0%
全体	154	88	57.1%

(グラフ2) 監督指導を実施した現場数及び違反率



(グラフ3) 平成20年度以降の違反率の推移(全体・項目別)



(グラフ4) 項目別の違反現場数

